

# 障害のある人への差別の解消

川島 聡  
岡山理科大学経営学部  
(絵： たなか慶)

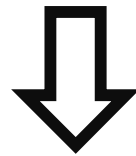
# 目次

- 1. 障害者差別解消法の成立**
- 2. 文科省、国交省、厚労省の指針**
- 3. 不当な差別的取扱いの概念**
- 4. 合理的配慮の概念**
- 5. 不当な差別的取扱いと合理的配慮との関係**

# **1. 障害者差別解消法の成立**

## 1-1. 障害者権利条約から障害者差別解消法へ

国連・障害者権利条約を締結するために



2013年 障害者差別解消法の成立  
2016年 // の施行

障害者差別解消法が禁止する **2つの差別**

- ① 不当な差別的取扱い
- ② 合理的配慮の不提供

## 1-2. 障害者差別解消法が禁止する2つの差別

### 不当な差別的取扱い

→ **正当な理由**がある場合は、差別的取扱いをすることは許容される。

### 合理的配慮の不提供

→ **過重な負担**などがある場合は、配慮を提供しないことは許容される。

## 1-3. 障害者雇用促進法

差別解消法の下で、民間事業者の合理的配慮は**努力義務**であるが、2021年5月に成立した改正法により**義務**となった。この改正法は、公布日（同6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

**雇用関係**における障害者差別の禁止と合理的配慮義務は、障害者雇用促進法が定めている。障害者雇用促進法の下では、民間事業主の合理的配慮は努力義務ではなく**義務**（法的義務）である。

## **2. 文科省、国交省、厚労省の指針**

## 不当な差別的取扱いの例（文科省の指針）



学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において窓口対応を拒否し、又は対応の順序を劣後させる



## 不当な差別的取扱いの例（国交省の指針）



盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗車を拒否する

# 不当な差別的取扱いの例（厚労省の指針）



障害者を優先して退職の勧奨の対象とする

## 不当な差別的取扱いにあたらぬ例（国交省の指針）



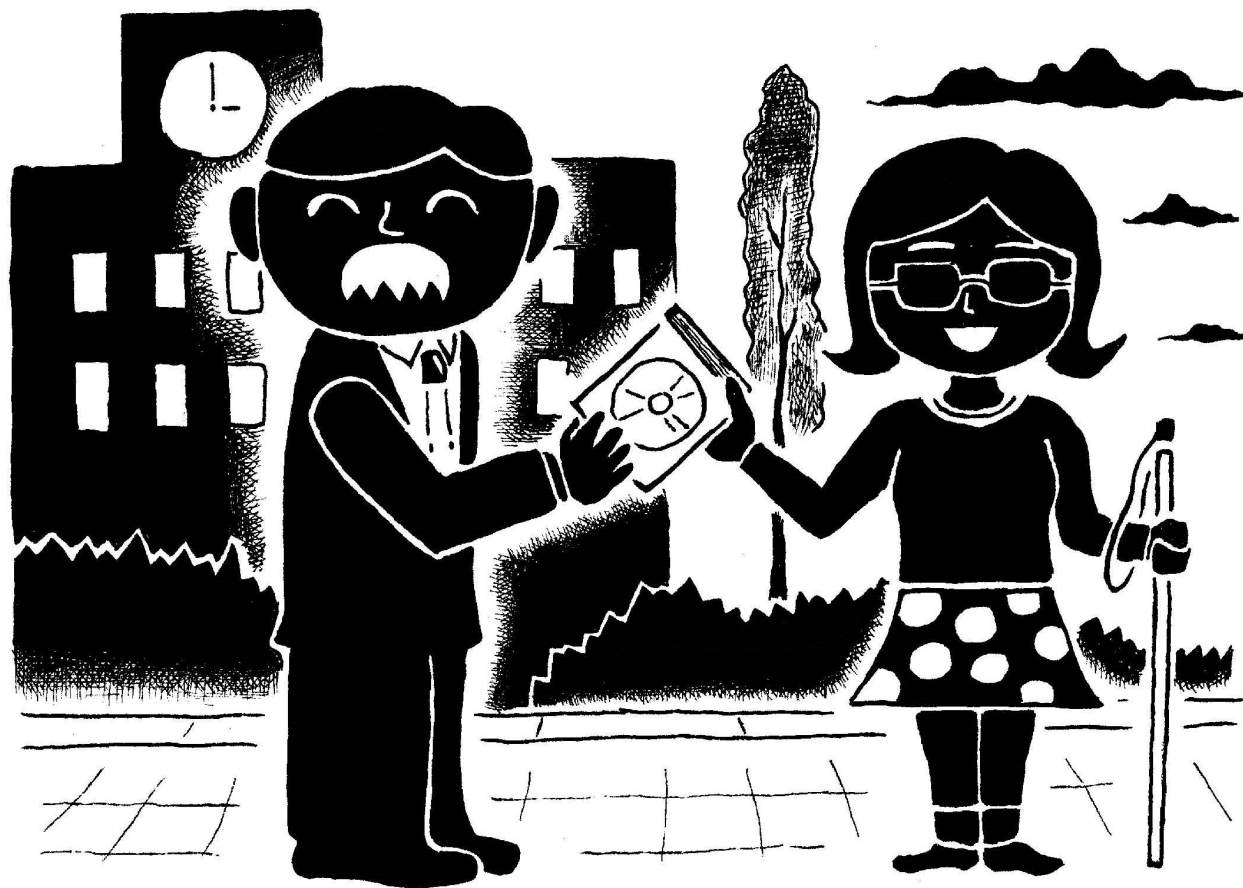
利用者の安全を確保するため、目、耳、言葉又は足が不自由な利用者もしくは身体障害者補助犬を同伴される利用者等、緊急脱出時の援助者としてふさわしくないと考えられる利用者に対して非常口座席の利用を制限する

## 合理的配慮の例（文科省の指針）



高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、  
図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりする

## 合理的配慮の例（文科省の指針）



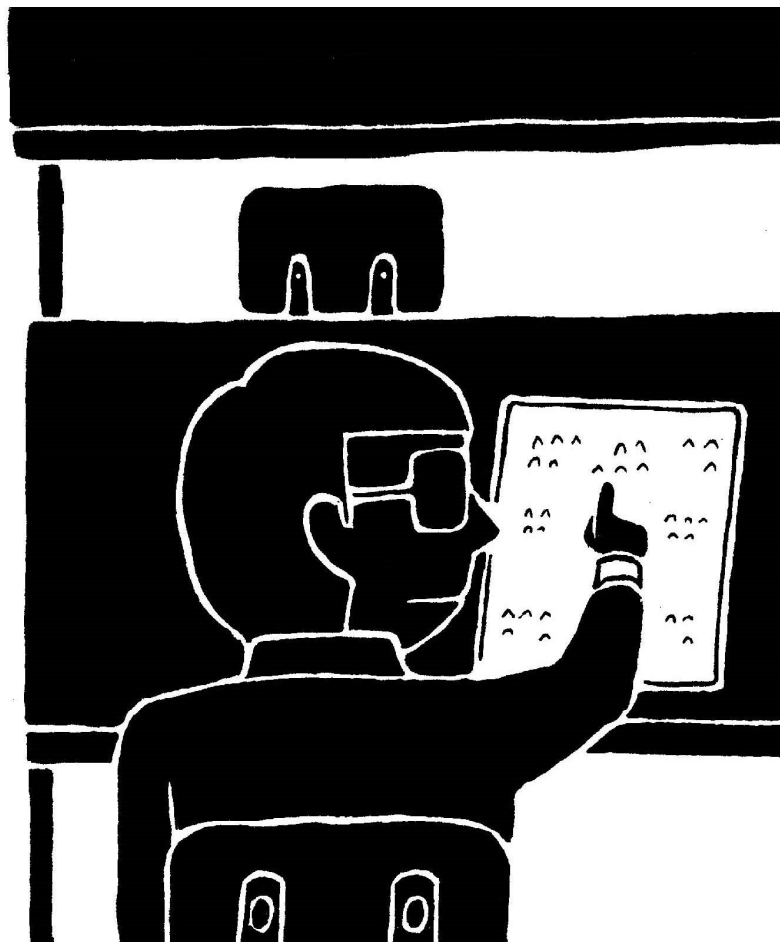
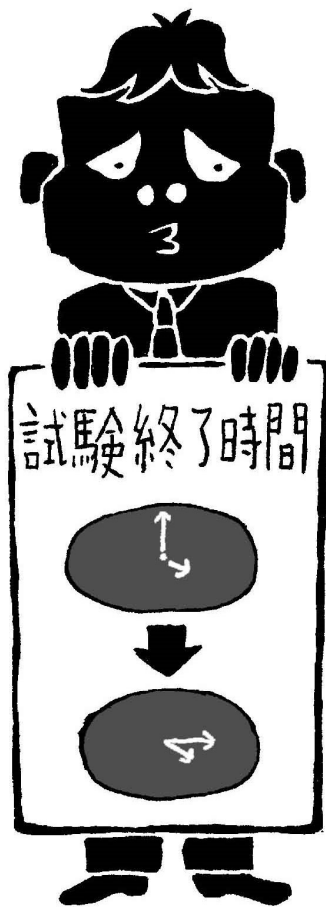
点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す

## 合理的配慮の例（国交省の指針）



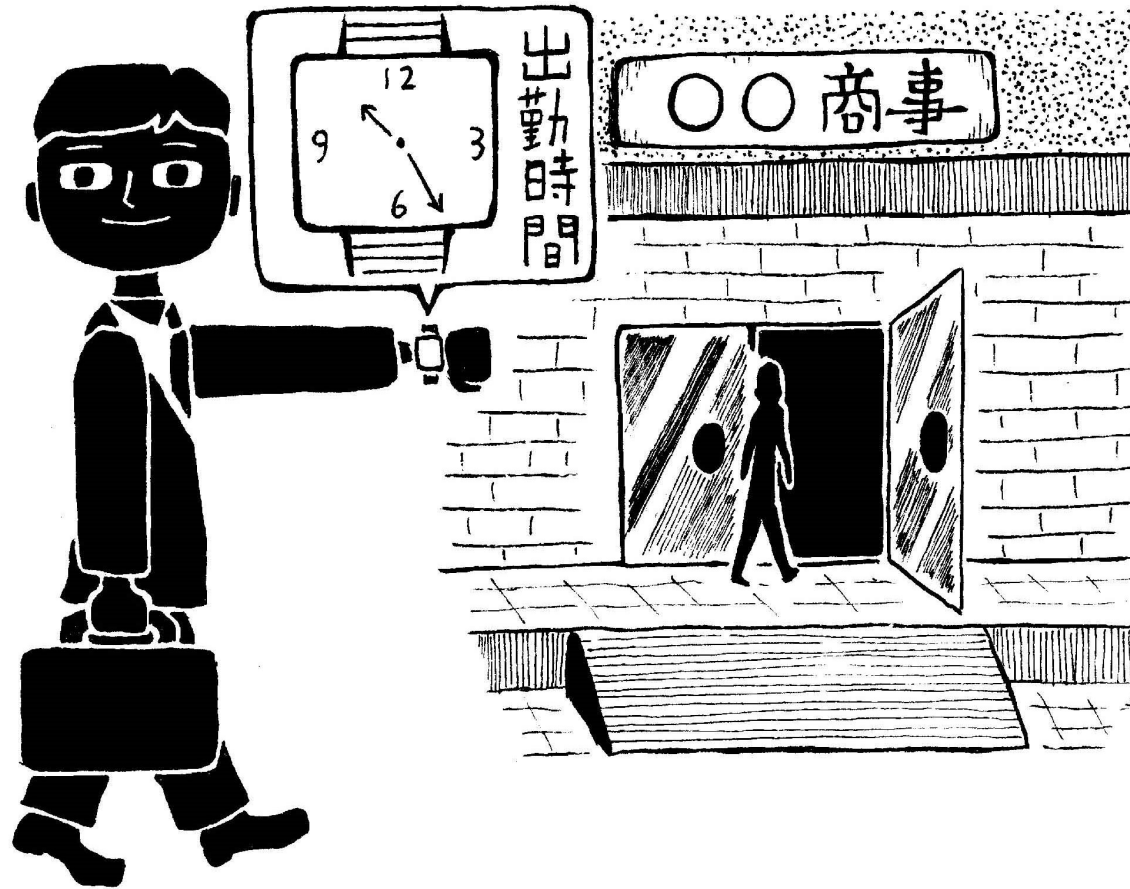
コミュニケーションボードや筆談により対応を行う

## 合理的配慮の例（厚労省の指針）



採用試験について、点字や音声等による実施や、試験時間の延長を行う

## 合理的配慮の例（厚労省の指針）



出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する



## 合理的配慮にあたらな例（国交省の指針）



食事・排泄等の介助行為などは、**本来の業務に付随するものとはいえず**、合理的配慮の対象外と考えられる

# **3. 不当な差別的取扱いの概念**

# ① 不当な差別的取扱いは、直接差別を意味する



直接差別①

障害者だから参加できません



直接差別②

盲導犬の帯同は認めません

## ② 不当な差別的取扱いは、間接差別を含まない



自動車参加は認めません（間接差別）。ただし、「障害者に参加してほしい」とホッペでは思っている教職員が、いわば「隠れ蓑」として、自動車参加を拒否した場合は、**差別意図**があるため**直接差別**になりうる。

## **4. 合理的配慮の概念**

# 合理的配慮のポイント → 7つの要素

個々のニーズ

非過重負担

社会的障壁の  
除去

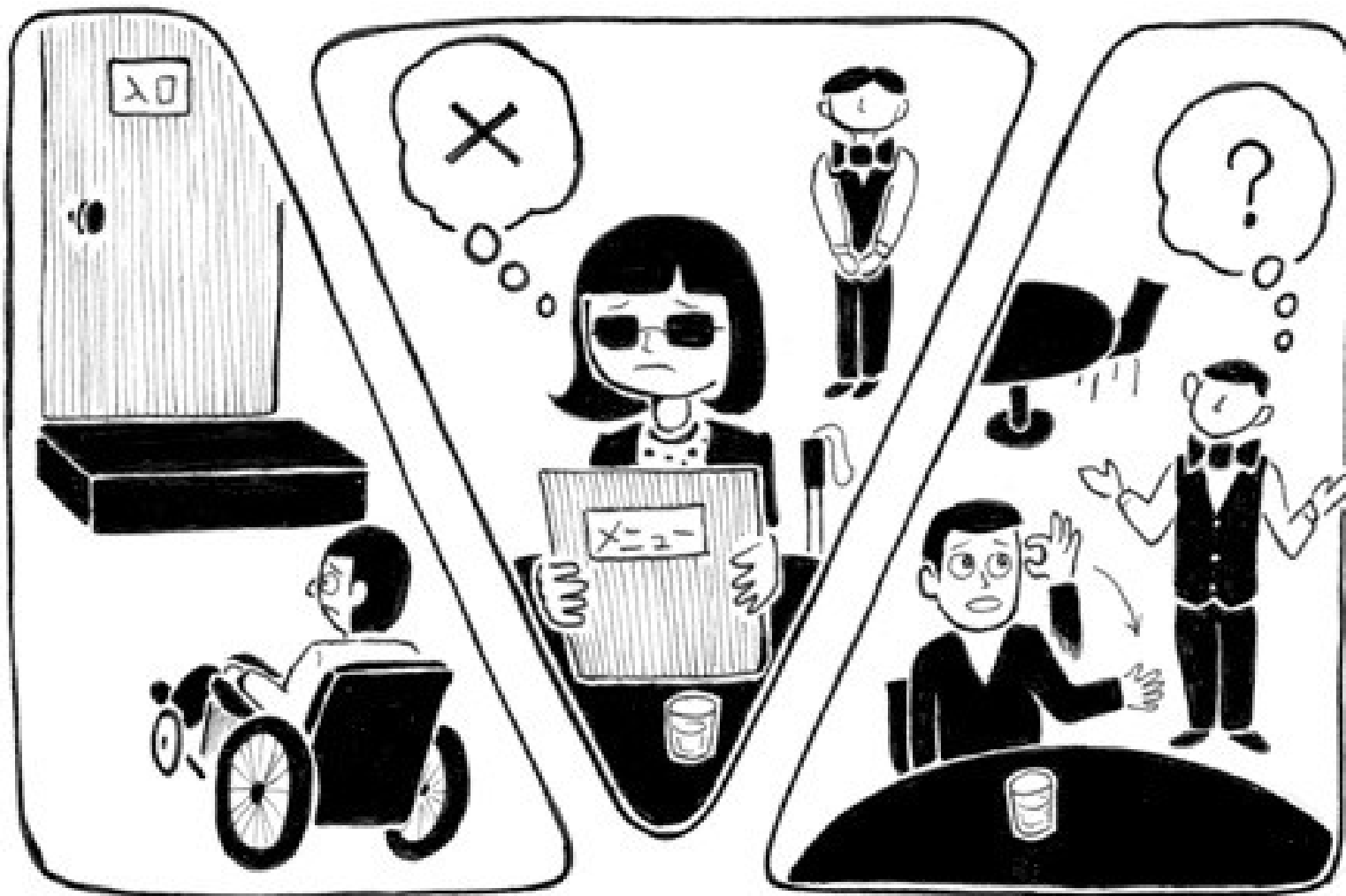
意向尊重

本来業務付随

機会平等

本質変更不可

# ①個々のニーズ



## ② 非過重負担

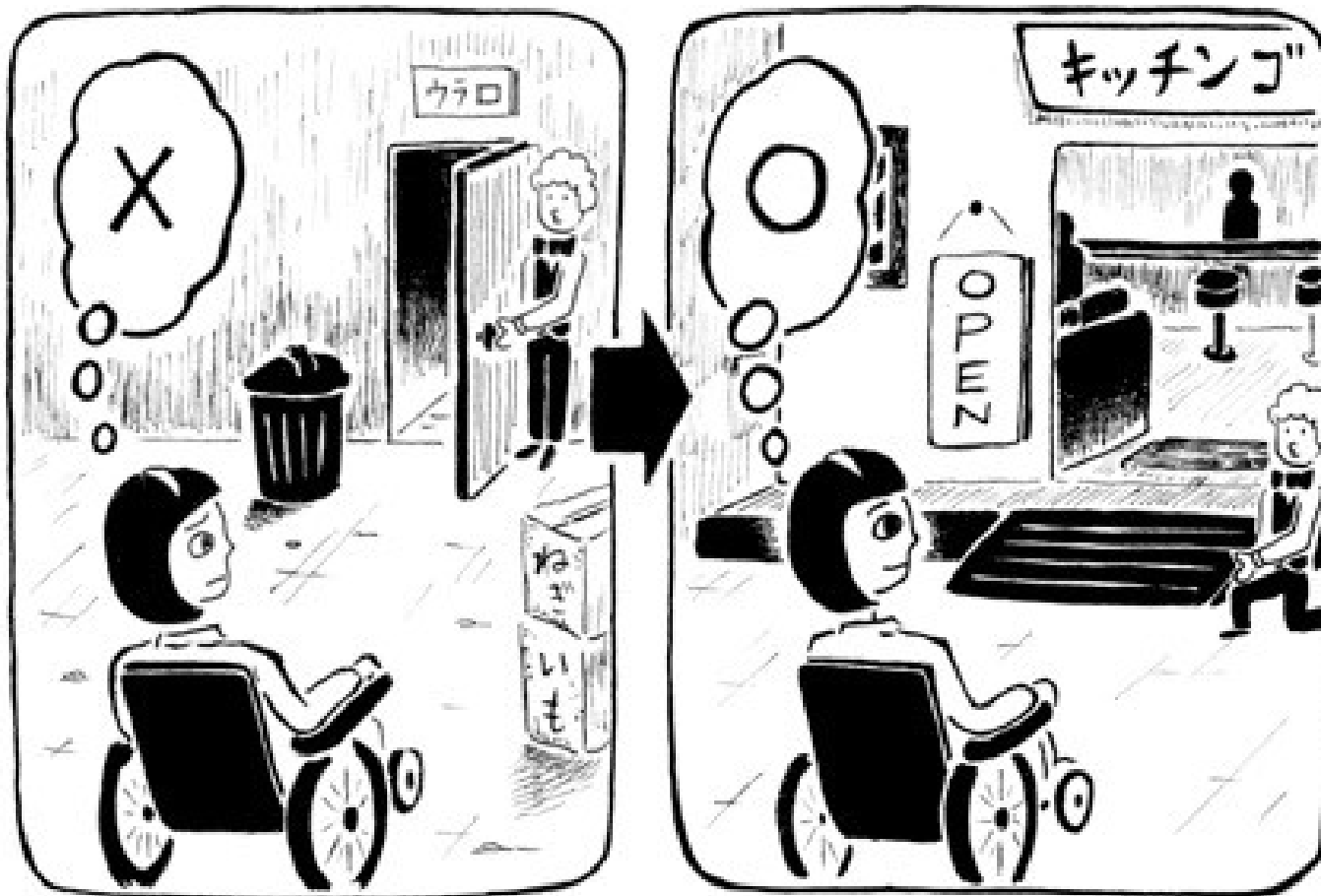




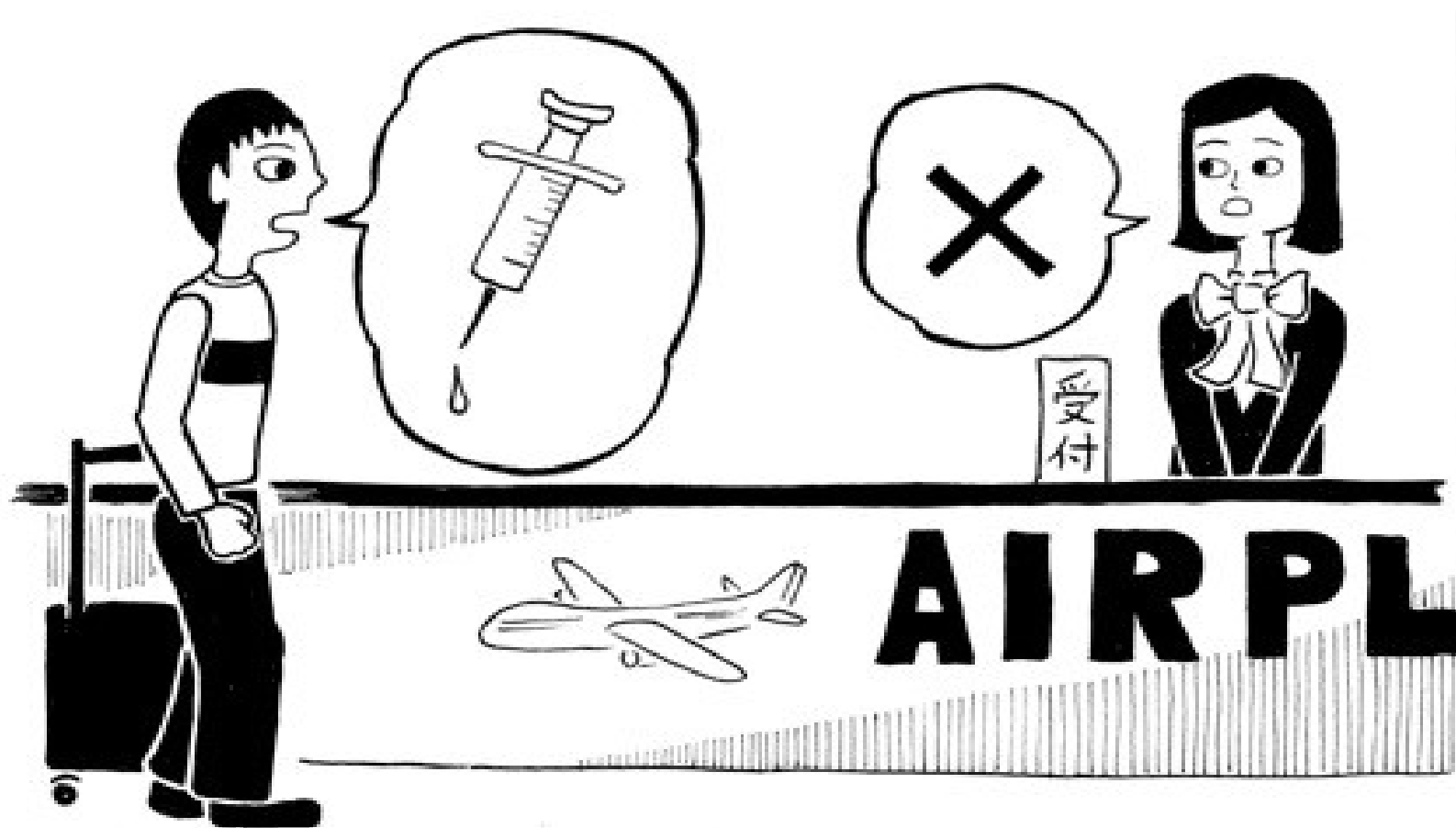
### ③ 社会的障壁の除去



## ④ 意向尊重



## ⑤ 本来業務付随



## ⑥ 機会平等

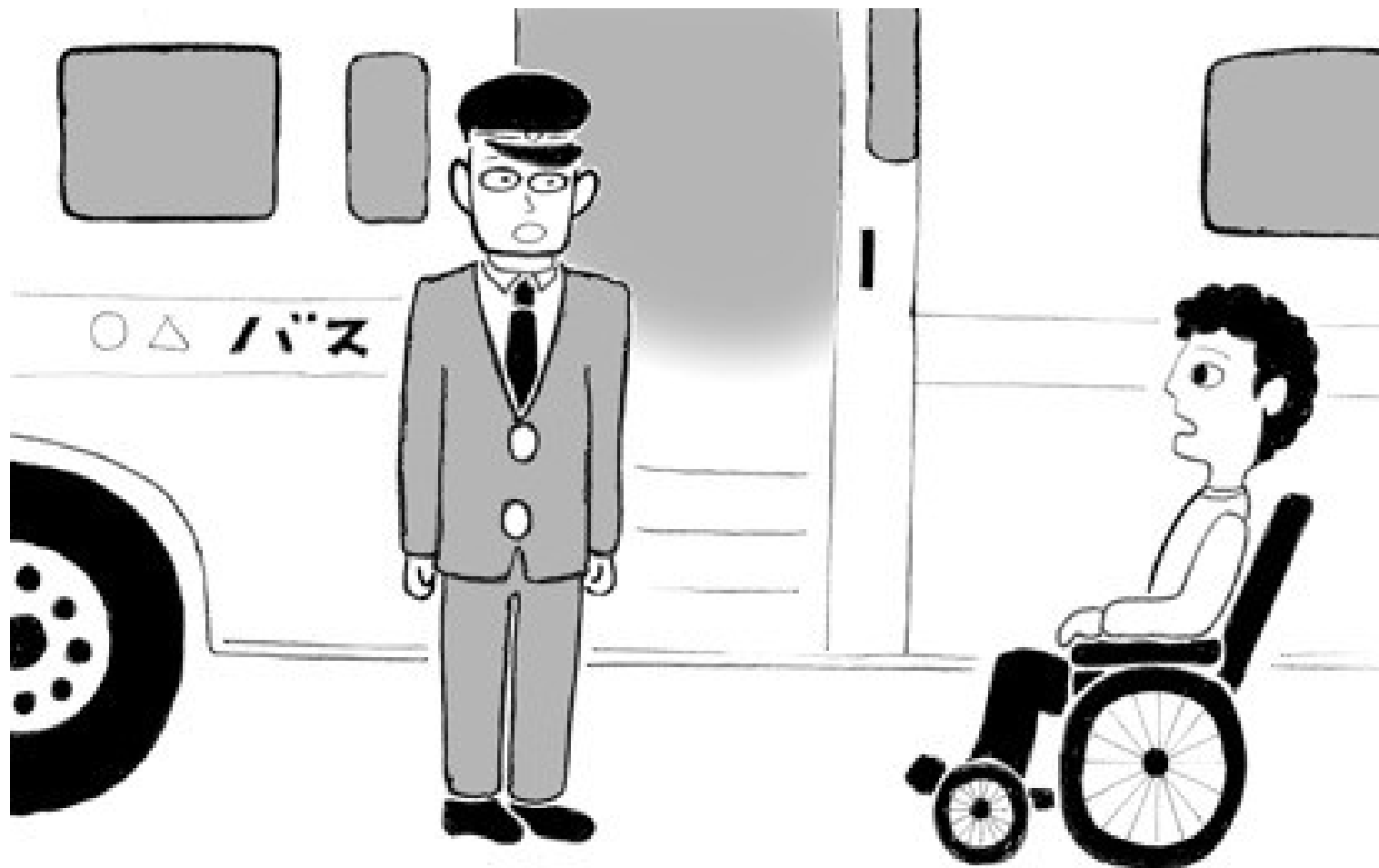


# ⑦本質変更不可



# **5. 不当な差別的取扱いと 合理的配慮との関係**

バスの運転者が、車いす利用者の乗車を断ると、必ず差別が生じるか？（国交省の指針）



# ポイント

1. 障害者差別解消法の成立
2. 文科省、国交省、厚労省の指針
3. 不当な差別的取扱いの概念 → **直接差別**
4. 合理的配慮の概念 → **7つの要素**
5. 不当な差別的取扱いと合理的配慮との関係



## プロフィール

川島 聡（かわしま さとし） 岡山理科大学経営学部経営学科 教授

新潟大学大学院現代社会文化研究科修了(2005年)。博士(法学)。東京大学大学院経済学研究科特任研究員、ハーバード・ロースクール客員研究員などを経て現職。内閣府障がい者制度改革推進会議(障害者政策委員会)差別禁止部会構成員(2010年-2012年)。日本学生支援機構「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集作成協力者会議」議長、日本障害法学会理事・事務局長、障害学会理事、国際人権法学会理事、全国障害学生支援協議会理事、岡山県人権政策審議会副会長、岡山市バリアフリー推進協議会委員など。

研究分野は、国際人権法、障害法。著書に『国際人権法の考え方』(共著、法律文化社、2021年)、『障害者権利条約の実施』(共編著、信山社、2018年)、『合理的配慮』(共著、有斐閣、2016年)、『障害法』(共編著、成文堂、2015年、第2版2021年)、『障害学のリハビリテーション』(共編著、生活書院、2013年)、『障害者の権利条約と日本』(共編著、生活書院、2008年、増補改訂版2012年)、『障害を問い直す』(共編著、東洋経済新報社、2011年)、『概説 障害者権利条約』(共編、法律文化社、2010年)、『障害者の権利条約』(共編、明石書店、2004年)など。